

鳥取県告示第77号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第53号）による改正後の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）第9条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		単 位	金 額
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	150円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	300円
団体（10人以上20人未満のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	130円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	270円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	100円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	240円

2 承認年月日

平成21年1月28日